

熊本県歯 国保だより Vol. 4

2013.11.29 発行

国保だよりはホームページからも閲覧できます。 <http://www.kuma8020.com/kokuho/>

組合員資格調査へのご協力ありがとうございました

この度の組合員資格確認調査につきましては、お忙しい中ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。11月末日現在で約98%の事業所様より調査書等のご提出をいただきました。

分かりにくい点もあったかとは思いますが、問い合わせ等いただいたことにつきましては、次回の調査で改善していきたいと思っておりますので、今後2年毎の調査に引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

自宅住所を
変更された場合

自宅住所を変更された先生は、**県歯会への届出が必要**です。
詳しくは県歯会(TEL 096-343-8020)までお問合せください。

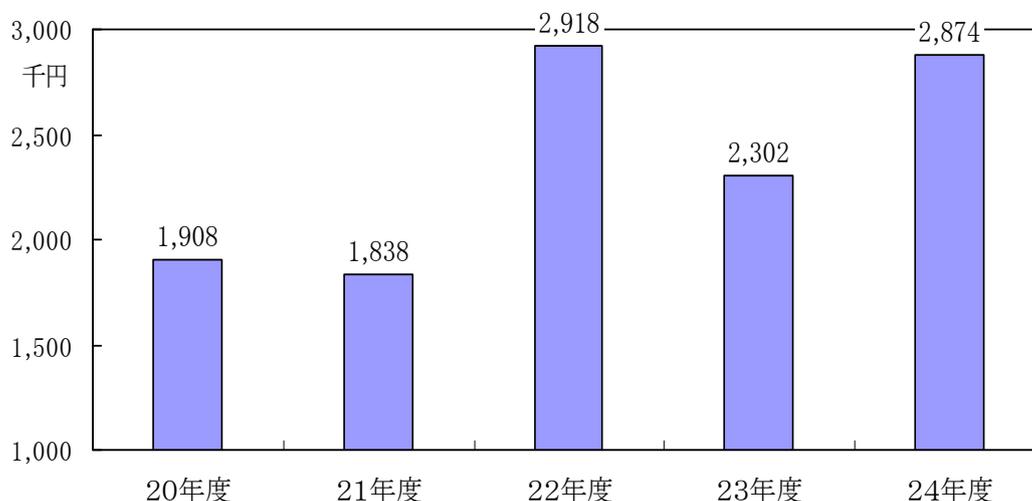
国保組合の財政状況

増加傾向の高額療養費！

歯科医師国保の高額療養費は、上下しながらも増加傾向にあります。

平成20年度は月平均で約190万円でしたが、平成24年度には約290万円になっています。

高額療養費(月平均)の年度別推移



病気やケガを治療することは大変重要です。しかし、早期発見・早期治療に心がけて、重症化を招かないことが医療費の抑制につながります。医療費の節約のため、ちょっとした心がけをお願いします。

健康保険適用除外申請は忘れずに！

注意！！

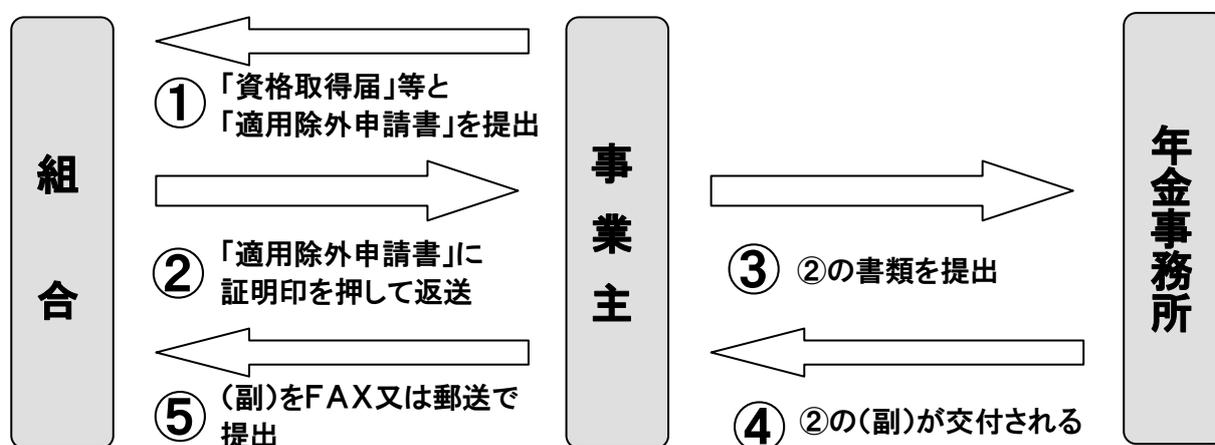
事実の発生した日から、**5日以内**に年金事務所に申請しなければなりません。

なお、やむを得ない理由により、5日以内に届け出が出来なかった場合は、「5日以内に届出ができなかったその理由を記載した理由書」の添付が必要です。

法人事業所・常勤従業員が5人以上の個人事業所

「法人事業所」並びに**「常勤従業員が5人以上の個人事業所」**は、社会保険（健康保険と厚生年金）の強制適用となります。しかし、健康保険については、「健康保険被保険者適用除外承認申請」をして承認されれば、組合に加入する（資格継続）ことができます。

申請の流れ



パートさんの取扱い

従業員の人数としてパート、アルバイトさんは人数に含める必要はありません。しかし、下記に該当する場合は常勤と同じ扱いを受けます。

労働日数
1ヶ月の労働日数が常勤の4分の3以上
労働時間
1日の労働時間が常勤の4分の3以上

◎パート証明

パート、アルバイト扱いの方は、パート証明を提出していただくことになります。様式は組合にありますのでご連絡下さい。

パート → 正規雇用、正規雇用 → パート となった場合もご連絡ください。

適用除外事業所の資格喪失をされた事業所

従業員数が4名以下になり、適用除外の資格喪失を年金事務所に提出された場合は、必ず組合へご連絡下さい。

法令遵守（コンプライアンス）について

熊本県歯科医師国民健康保険組合は、我が国の公的医療保険制度の一翼を担う公法人であり、その使命を果すための社会的責任を負っています。このため、国民健康保険法その他の関係法令並びに組合規約、諸規程の規定に沿った事業運営が求められており、社会的な信頼を決して損ねることのないよう健全な組織運営に資する不断の努力を求められています。

平成 21 年に発覚した全国建設工事業国保組合の無資格加入者問題以降、資格管理の強化が求められていますが、平成 23 年 10 月に会計検査院長から厚生労働大臣に対して、医師、歯科医師及び薬剤師の国保組合の組合員資格に関し意見が表示されています。その結果、厚生労働省より全ての国保組合に対して「同種の事業又は業務に従事する者の判定基準」を策定し、組合員資格の適正な取扱いを行うよう通知があつています。

また、組合員の被保険者資格の確認については、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に基づき、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けて設立され、都道府県知事の認可を受けた規約において定めた同種の事業又は業務に従事する者で、当該国保組合の地区内に住所を有する者を組合員として組織することとなっており、国保組合が行う国民健康保険の被保険者は、これらの組合員及びその世帯に属する者とされています。国保組合が法令を遵守し、組合員資格の適正化を確実に図るため、本組合では平成 25 年 7 月に組合員の資格確認調査を実施しています。被保険者資格を管理することは保険者としての重要な責務でもあります。今後も定期的（2 年に 1 回）に組合員の資格確認調査を実施しますので、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1. 組合員の資格取得後の定期的な確認（2 年に 1 回）

- ・ 組合員は、熊本県歯科医師会会員であつて、歯科医業又は業務に従事する歯科医師とその医療機関の業務に従事する者で規約第 4 条の地区内に住所を有する者。
- ・ 家族は、組合員と同一世帯で生計を共にし、住民票に記載されている者。

2. 健康保険適用除外承認申請の取扱い

- ・ 法人または 5 人以上の強制適用事業所における適用除外承認の申請手続き。
- ・ 健康保険の適用除外承認申請は、「事実の発生から 5 日以内」に年金事務所の承認を受け、速やかに本組合に『健康保険被保険者適用除外承認証』の写し(受付印があるもの)を提出。

3. 資格喪失の届出（原則 14 日以内に、資格喪失届に被保険者証を添えて提出）

- ・ 歯科医業又は業務に従事しなくなる者。
- ・ 規約第 4 条に規定されている地区外に転居する者。
- ・ 組合員の世帯から外れる者（家族）。

平成 25 年 11 月 29 日

熊本県歯科医師国民健康保険組合

限度額適用認定証

70歳未満の人と70歳以上の非課税世帯の人が、入院や手術などで医療費が高額になりそうな時に、**事前に組合で認定証の交付を受けて、保険証と一緒に医療機関等に提示する**ことで、1ヶ月の保険内診療の一部負担額が自己負担限度額までに軽減され、ご用意いただく金額が少なくて済みます。

※ 認定証の交付には申請が必要です。

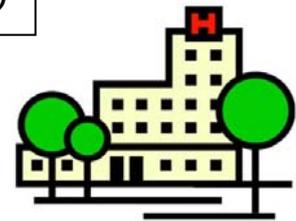
認定証を **1** 提示する場合と **2** 提示しない場合の一部負担額の比較

例) 1ヶ月の医療費が100万円(所得区分:一般、窓口負担割合3割)

1 提示する場合 一部負担額は 87,430円

※計算方法は、下記の式で計算します。

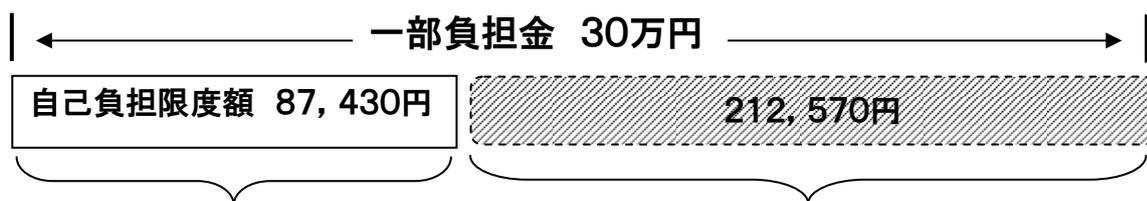
$$80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円$$



所得区分	自己負担限度額
上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
低所得者	35,400円

過去1年間の適用が4回以上になるときは、4回目以降の自己負担限度額が減額されます。

2 提示しない場合 一部負担額は 300,000円



提示する場合の一部負担額

認定証を提示しない場合は、医療機関等の窓口で300,000円を支払い、当組合に**高額療養費**※の申請をすると、212,570円が払い戻されます。

※高額療養費に該当すると思われる方には、入院・外来されてから約2ヶ月後に組合より申請書を送付いたします。